

本県の追加的需要に係る按分結果及び在宅医療の数値目標に係る現状値について（「資料 1-1」説明資料）

＜はじめに＞資料 1-1 による説明の要旨と「協議の場」開催趣旨について

- 介護施設・在宅医療等の追加的需要は、国が機械的に試算したものであり、これらは療養病床からの移行によるもの。
- 追加的需要の受け皿については、在宅医療において対応する部分と介護サービスにおいて対応する部分があり、これらに関する調整が必要となることから、今回の「協議の場」において、県保健医療福祉課（医療計画所管）及び介護保険室（介護保険事業（支援）計画所管）からそれぞれの調整内容について説明させていただくもの。
- 調整内容を踏まえ、医療計画における在宅医療の整備目標と、介護保険事業（支援）計画における介護サービスの見込み量を設定するということが、両計画の整合性の確保であり、それぞれの設定について、皆様の御意見を賜り、数値目標設定の参考にさせていただきたいというのが、「協議の場」の趣旨となる。

1. 南薩保健医療圏の追加的需要

- 国の機械的試算等を基に、市町村との協議も踏まえ、2018（平成 30）年から 2025（令和 7）年までの南薩保健医療圏の追加的需要の推移をイメージ図として表しており、第 8 期介護保険事業（支援）計画策定・第 7 次医療計画見直し等の節目のタイミングの追加的需要の数値を図中に記載している。
- 2020（令和 2）年における追加的需要は 433.30（人/日）
2023（令和 5）年における追加的需要は 721.58（人/日）
2025（令和 7）年における追加的需要は 962.11（人/日）
- 第 7 次医療計画の中間見直しにおいては、第 7 次医療計画の終期である 2023（令和 5）年における追加的需要を算出し、その数値を令和 3～5 年における在宅医療等の受け皿整備に向けた参考値とする。
- 図中で示している①～④については下記のとおり。
 - ① 介護保険施設対応分
（既存の療養病床が介護医療院、老人保健施設、特別養護老人ホームへ移行）
 - ② 介護保険施設対応分
（①（療養病床からの移行）以外の介護医療院、老人保健施設、特別養護老人ホーム）
 - ③ 在宅医療対応分
（在宅医療及び介護サービス（在宅サービス・居住系サービス））
 - ④ 外来受診対応分
- 南薩保健医療圏の 2023（令和 5）年の追加的需要は、前述のとおり 721.58（人/日）。
その内訳は、
 - ・ 「外来受診対応分」が 298.61（人/日）で、図中④の部分。

- ・ 療養病床からの転換等「介護保険施設対応分」は、転換済のものを含めて180.00（人/日）で、図中①と②を合わせた部分。
- ・ 「在宅医療対応分」のうち「訪問診療」は242.97（人/日）」、そのうち「居宅介護在宅サービス（訪問診療の内数）」は、「0.00（人/日）」で、図中③の部分。

2. 2023（令和5）年における南薩保健医療圏の追加的需要（按分結果）

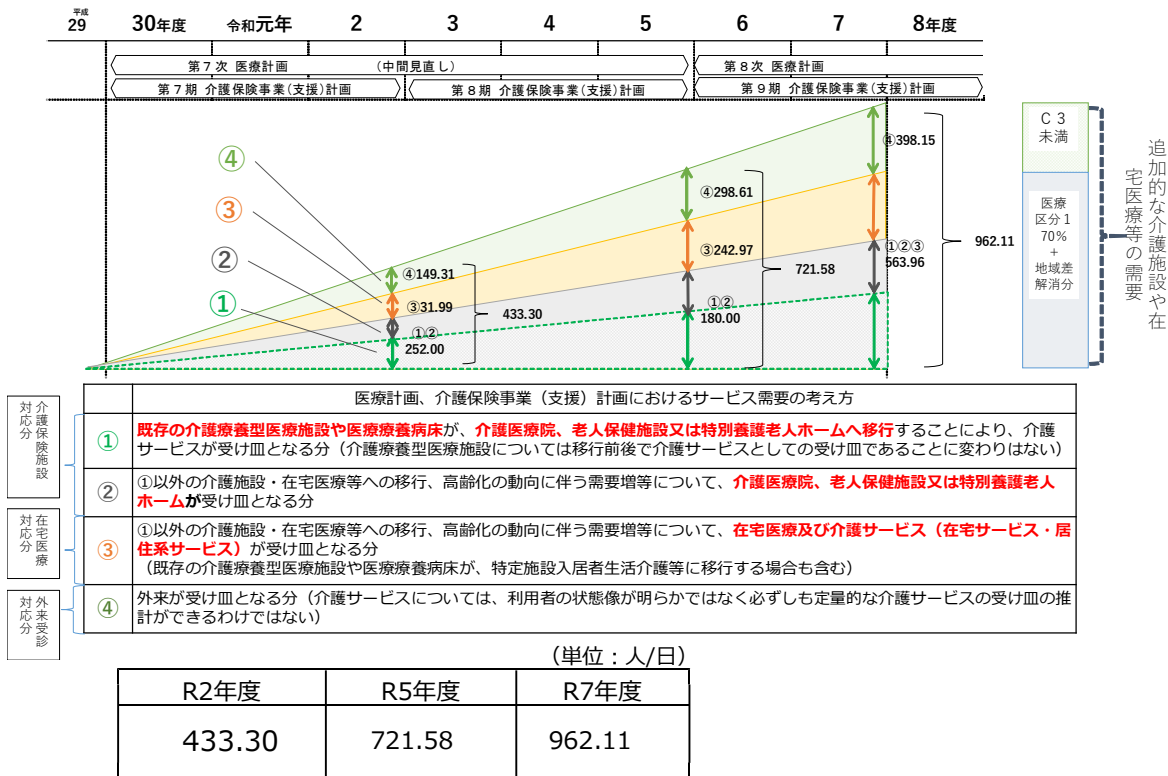
- 上記1のイメージ図中、2023（令和5）年の追加的需要に係る表。
 - 在宅医療対応分と介護保険施設対応分との間で療養病床からの追加的需要を按分[※]し、割り振りを行った上で、「介護保険施設対応分」、「居宅介護サービス」については、医療機関に対する意向調査や市町村に対する聞き取り調査結果を反映させた数字となっている。
- ※ 本県では、国保データベースを基に、在宅医療対応分と介護保険施設対応分の割合を1：4で按分。
- 国においては、この「追加的に発生する訪問診療」を含む「在宅医療の需要」を踏まえた上で、医療計画における在宅医療の数値目標を設定するよう求めているところ。

3. 第7次保健医療計画における「在宅医療に関する数値目標（関係部分）」と現状値

- 現行の保健医療計画における「在宅医療に関する数値目標」は、前回のH29年度の「協議の場」での内容を踏まえ設定している。
- 本来であれば、今回の「協議の場」で数値目標の見直し案を提示し、説明すべきところであるが、資料1において説明させていただいたとおり、新型コロナウイルスの感染拡大等により、中間見直しは来年度に行う予定としていることから、現時点では見直し案を提示できない状況となっているところ。
- 直近の現状値を参考にさせていただくことで、計画の中間見直しのタイミングにおける数値目標の設定に関して、委員の皆様方の御意見を賜りたく、データを提示させていただいているところ。
- 今回の「協議の場」で示した追加的需要及び皆様方からいただく御意見を踏まえて数値目標を検討した上で、今後開催する「保健医療計画策定委員会」において、その内容を協議していくことを予定している。

本県の追加的需要に係る按分結果及び在宅医療の数値目標に係る現状値について

1 南薩保健医療圏の追加的需要



2 2023（令和5）年における南薩保健医療圏の追加的需要（按分結果）

医療圏	追加的需要	内訳 (単位：人/日)			
		外来受診対応分	介護保険施設対応分 (転換分含む)	在宅医療対応分	
				訪問診療	居宅介護サービス
南薩	721.58	298.61	180.00 (うち転換済：176)	242.97	0.00

3 第7次保健医療計画における「在宅医療に関する数値目標（関係部分）」と現状値

目標項目	計画策定時	現状値	目標値（達成時期）	備考
訪問診療を実施している医療機関の割合	30.7% (平成27年度)	30.5% (平成30年度)	35.7% (平成32年度)	【計画策定時】 H27年度NDB(厚生労働省) 【現状値】 H30年度KDB(厚生労働省)
退院調整に関する仕組みを設けている二次医療圏域数	1圏域 (平成29年度)	9圏域 (令和2年6月)	9圏域 (平成32年度)	
訪問看護に取り組む訪問看護ステーション利用実人員 (高齢者人口千対)	11.1人 (平成27年度)	14.7人 (平成30年度)	11.7人 (平成32年度)	

「数値目標の考え方」（第7次保健医療計画より抜粋）

【訪問診療を実施している医療機関の割合】

「平成28年度医療施設機能等調査」によると、「今後在宅医療を実施したいと考えている」とした医療機関が5%程度あることを考慮し、現状値から5%増加することを目指します。

【訪問看護に取り組む訪問看護ステーション利用実人員（高齢者人口千対）】

平成27年の本県の訪問看護ステーション利用実人員は11.1人となっています。今後の高齢者人口の伸び及び訪問診療の利用者の伸びを考慮し、平成32年における目標値を設定しました。

(参考) 2025（平成37）年の在宅医療等の医療需要 [県地域医療構想抜粋]

構想区域	在宅医療等 (単位：人/日)	
	訪問診療のみ	
南薩	2,248	620